

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に規定する定期監査等について、茨城県監査基準に準拠して監査を実施し、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和 7 年 3 月 24 日

茨城県監査委員	石	井	邦	一
同	鈴	木		将
同	澤	田		勝
同	田	中	美	和

定期監査等の結果に関する報告

本報告書は、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、定期監査等の結果を茨城県議会等に報告するものである。

第1 監査の実施状況

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項に規定する定期監査等について、「茨城県監査基準」に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査実施機関 211 機関

所管部局	監査実施機関名
総務部	自転車競技事務所、自治研修所、行方県税事務所、土浦県税事務所、筑西県税事務所
県民生活環境部	ダイバーシティ推進センター、霞ヶ浦環境科学センター
保健医療部	中央保健所、筑西保健所、古河保健所、県立医療大学、県南食肉衛生検査所、県西食肉衛生検査所、県立中央看護専門学校
福祉部	福祉相談センター、精神保健福祉センター、中央児童相談所、日立児童相談所、鉾田児童相談所、土浦児童相談所
営業戦略部	東京渉外局PR・誘致チーム、東京渉外局行政課
立地推進部	企業誘致推進チーム、土地販売チーム、ポートセールスチーム
産業戦略部	計量検定所、県立産業技術短期大学校併設水戸産業技術専門学院
農林水産部	県北農林事務所高萩土地改良事務所、県央農林事務所、県央農林事務所笠間地域農業改良普及センター、鹿行農林事務所、県南農林事務所、県南農林事務所稲敷地域農業改良普及センター、県南農林事務所つくば地域農業改良普及センター、県南農林事務所稲敷土地改良事務所、県西農林事務所、県西農林事務所結城地域農業改良普及センター、県西農林事務所坂東地域農業改良普及センター、県北家畜保健衛生所、鹿行家畜保健衛生所、県南家畜保健衛生所、県西家畜保健衛生所、畜産センター、畜産センター肉用牛研究所、農業総合センター農業研究所、農業総合センター山間地帯特産指導所、農業総合センター鹿島地帯特産指導所、農業総合センター農業大学校、農業総合センター農業大学校園芸部、林業技術センター、霞ヶ浦北浦水産事務所
土木部	水戸土木事務所、常陸大宮土木事務所、常陸大宮土木事務所大子工務所、潮来土木事務所、高萩工事事務所、鉾田工事事務所、竜ヶ崎工事事務所、常総工事事務所、茨城港湾事務所、茨城港湾事務所日立港区事業所、茨城港湾事務所大洗港区事業所、鹿島港湾事務所
教育庁	県北教育事務所、鹿行教育事務所、県南教育事務所、県西教育事務所、県近代美術館つくば分館、県教育研修センター、県立高萩高等学校、県立日立第一高等学校、県立日立第一高等学校附属中学校、県立日立第二高等学校、県立日立工業高等学校、県立多賀高等学校、県立日立商業高等学校、県立日立北高等学校、県立磯原郷英高等学校、県立太田第一高等学校、県立太田第一高等学校附属中学校、県立太田西

	山高等学校、県立小瀬高等学校、県立常陸大宮高等学校、県立水戸第一高等学校、県立水戸第一高等学校附属中学校、県立水戸第三高等学校、県立緑岡高等学校、県立水戸工業高等学校、県立水戸商業高等学校、県立水戸南高等学校、県立水戸桜ノ牧高等学校常北校、県立勝田高等学校、県立勝田中等教育学校、県立勝田工業高等学校、県立佐和高等学校、県立那珂湊高等学校、県立海洋高等学校、県立笠間高等学校、県立 I T 未来高等学校、県立大洗高等学校、県立東海高等学校、県立茨城東高等学校、県立那珂高等学校、県立鉾田第一高等学校、県立鉾田第一高等学校附属中学校、県立玉造工業高等学校、県立麻生高等学校、県立潮来高等学校、県立鹿島高等学校、県立鹿島高等学校附属中学校、県立鹿島灘高等学校、県立神栖高等学校、県立波崎高等学校、県立波崎柳川高等学校、県立土浦第一高等学校、県立土浦第一高等学校附属中学校、県立土浦第二高等学校、県立土浦第三高等学校、県立土浦湖北高等学校、県立石岡第一高等学校、県立石岡第二高等学校、県立石岡商業高等学校、県立中央高等学校、県立竜ヶ崎第二高等学校、県立竜ヶ崎南高等学校、県立江戸崎総合高等学校、県立取手第一高等学校、県立取手第二高等学校、県立取手松陽高等学校、県立藤代高等学校、県立藤代紫水高等学校、県立牛久高等学校、県立牛久栄進高等学校、県立筑波高等学校、県立竹園高等学校、県立つくば工科高等学校、県立つくばサイエンス高等学校、県立茎崎高等学校、県立岩瀬高等学校、県立真壁高等学校、県立下館第一高等学校、県立下館第一高等学校附属中学校、県立下館第二高等学校、県立下館工業高等学校、県立明野高等学校、県立下妻第一高等学校、県立下妻第一高等学校附属中学校、県立下妻第二高等学校、県立結城第一高等学校、県立結城第二高等学校、県立鬼怒商業高等学校、県立石下紫峰高等学校、県立水海道第二高等学校、県立八千代高等学校、県立古河第一高等学校、県立古河第二高等学校、県立古河第三高等学校、県立総和工業高等学校、県立三和高等学校、県立境高等学校、県立坂東清風高等学校、県立守谷高等学校、県立伊奈高等学校、県立並木中等教育学校、県立古河中等教育学校、県立盲学校、県立水戸聾学校、県立霞ヶ浦聾学校、県立常陸太田特別支援学校、県立北茨城特別支援学校、県立水戸特別支援学校、県立水戸飯富特別支援学校、県立水戸高等特別支援学校、県立友部特別支援学校、県立友部東特別支援学校、県立内原特別支援学校、県立勝田特別支援学校、県立大子特別支援学校、県立鹿島特別支援学校、県立土浦特別支援学校、県立石岡特別支援学校、県立美浦特別支援学校、県立伊奈特別支援学校、県立つくば特別支援学校、県立下妻特別支援学校、県立結城特別支援学校、県立協和特別支援学校、県立境特別支援学校
警察本部	水戸警察署、笠間警察署、ひたちなか警察署、那珂警察署、大宮警察署、太田警察署、大子警察署、高萩警察署、鉾田警察署、神栖警察署、行方警察署、竜ヶ崎警察署、牛久警察署、稲敷警察署、土浦警察署、つくば警察署、筑西警察署、下妻警察署、桜川警察署、結城警察署、常総警察署、境警察署、取手警察署

2 監査対象年度

令和5年度

3 監査実施期間

令和6年12月1日から令和7年3月6日まで

4 監査の着眼点

- (1) 予算の執行等の財務に関する事務が、法令等に従って適正に執行されているかどうか等、正確性、合規性の確認はもとより、経済性、効率性、有効性の検証を重視し監査した。
- (2) 前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認した。
- (3) 地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況に関し、リスクの管理状況を監査した。

5 監査の実施内容

「茨城県監査基準」に準拠し、監査対象期間における財務に関する事務の執行について、監査調書により関係書類等と照合するとともに、必要に応じて現地調査、職員からの説明聴取により監査を行った。

監査を重点的かつ効果的に実施するため、重点監査項目を定めて監査を実施しており、今年度は「内部統制の強化について」、「事務事業の成果や効果に関する検証について」を重点監査項目とした。

また、前年度における定期監査の指摘等監査結果のほか、行政監査、包括外部監査の監査結果に対する措置等が適切になされているかを確認するとともに、地方自治法の規定に基づく内部統制実施機関（地方自治法の規定に準じて実施する機関を含む。）における監査実施時点での内部統制の整備状況及び運用状況について職員からの聴取等により監査を行った。

第2 監査の結果

1 監査結果の区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については「指摘事項」とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については「注意事項」とする。

また、組織及び運営の合理化に資すると認められる事項については「意見」とする。

2 監査結果

下記の事項以外については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

(1) 注意事項

所管部局名	監査実施機関名	監査の結果
土木部	水戸土木事務所	現金領収事務について、内部統制が機能せず、領収した日付ではなく遡った複数の日付で領収書を作成するとともに、その領収書に合わせて現金出納カードを記載していたことは適切でない。
教育庁	県立鹿島特別支援学校	源泉所得税の支払において、内部統制が機能せず、税務署への支払手続が複数回遅延し、不納付加算金を生じさせたことは適切でない。